

令和5年度三重のふるさと応援カンパニー推進業務委託仕様書

1. 目的

三重県では、企業と農山漁村地域を結び付け、県内の農山漁村地域において、住民とともに地域の資源（農林水産業、歴史文化、景観等）を活用しながら、新たな価値を創造・共有し、よりよい共生の関係づくりに取り組んでいる。

今後も一層農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村地域と地域に貢献したい企業をマッチングできる仕組みの構築により、企業と農山漁村地域の連携を促進する。

一方、仕事や周囲との人間関係等でストレスを抱える労働者が増加する中、農作業にはストレスを軽減する効果があるという報告がある。そうしたことから、企業向けに従業員がリフレッシュできる農作業や自然体験を組み入れた農泊プログラム（以下、リフレッシュプログラムという。）や農泊×ワーケーションに関心を示す企業の情報を整理することで、企業をターゲットとした新たな需要を開拓し、農山漁村地域の活性化を図ることを目的とする。

なお、「三重のふるさと応援カンパニー」とは、耕作放棄地の活用や農地の維持管理活動、関係人口の増加に向けた取組など、三重県の農山漁村地域の支援を行っている企業のことをいう。

2. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

3. 業務内容

農山漁村地域でのリフレッシュプログラムや農泊×ワーケーションに関心を持つ企業のニーズ把握、情報の整理のため、以下の業務を実施する。事業の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。

（1）企業に対するニーズ調査及び分析

受託者が持つネットワーク等を活用し、県内外の企業に対するニーズ調査を行うこと。調査方法及び調査数は任意とするが、有効な回答が多く収集できるよう提案すること。なお、調査項目には関心の有無、現在行っている福利厚生等の内容、今後行いたい活動、三重県内の農山漁村地域との連携への関心の有無を含み、リフレッシュプログラムや農泊×ワーケーションに対するニーズが的確に把握できるものなど有効な項目を提案し、分析を行うこと。

（2）農山漁村地域との連携の可能性を持つ企業に対するヒアリング調査

（1）のニーズ調査を踏まえ、三重県内の農山漁村地域でのリフレッシュプログラムや農泊×ワーケーションに企業連携の可能性を持つ企業5社以上に対してヒアリングを行い、より詳細なニーズの聞き取りや、具体的な連携構想の状況等について調査する。ヒアリングについては、オンラインも活用し効率的に行うこととし、三重県が同席する

機会を設けること。

(3) 企業に向けた情報発信

三重のふるさと応援カンパニー推進事業の趣旨に沿い、企業に向けた効果的な情報発信を実施する（企業向けwebサイト等へ三重県の取組紹介を掲載する等）。

本業務の実施に必要な費用等はすべて委託金額に含むものとする。ただし、企業等関係者の交通費及び宿泊費は本人負担とする。

4. 県に納品する成果品

受託者は、契約期間内に、委託業務報告書の提出を次のとおり行うこと。

①委託業務の実施内容を記載した「委託業務報告書」

- ・報告書（紙媒体、原則としてA4判・両面印刷、ハードファイル）：3部
- ・電子データ：3部（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）

何らかの理由により、上記で指定した以外のファイル形式で提出する場合は、県と協議のうえ提出すること。

5. 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (3) 委託期間内においては月1回程度、三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。オンラインの活用も可能とする。
- (4) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、提案内容のアイデアを農山漁村地域の課題解決に使用する場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

- (6) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意すること。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 三重県は必要に応じ、受託先に対し状況確認を行うことができるものとする。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。